

管理運営に係る許認可、資格及び法定業務一覧

1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内容	根拠法令等
旅館業の経営許可	宿泊研修施設の管理運営	旅館業法
飲食店等の営業許可	宿泊研修施設内の食堂の管理運営	食品衛生法

2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内容	根拠法令等
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法
危険物取扱者	A重油・灯油の取扱い	
水道技術管理者	専用水道管理業務の実施	水道法
無線従事者資格	無線業務の実施	電波法

3 管理運営のために必要な法定業務

業務の名称	内容	根拠法令等
防火対象物定期点検	「防火対象物点検資格者」に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告すること	消防法
防火管理業務	「防火管理者」の指導のもとに実施すること	
消防用設備点検報告	「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」が実施すること又は当該資格を有する者に委託すること	
浄化槽保守点検	県の登録を受けた浄化槽保守点検登録業者に委託すること	浄化槽法
浄化槽清掃	廿日市市の許可を受けた浄化槽清掃業に委託すること	
浄化槽法定検査	県の指定する指定検査機関の検査を受けること	
ボイラー設備保守管理	「ボイラー技士」及び「危険物取扱者」が実施すること又は当該資格を有する者に委託すること	労働安全衛生法 消防法
電気工作物保守点検	「電気主任技術者」が実施すること又は当該資格を有する者に委託すること	電気事業法
専用水道水質検査	委託する場合は、水道法に基づく登録業者に委託すること	水道法
ねずみ昆虫等防除	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく県の登録清掃業者など、一定の技術を有する者に委託すること	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
貯水槽清掃		
貯湯槽清掃検査		
空気環境測定		
清掃業務		
浴槽水等水質検査	県が指定した検査機関の検査を受けること	旅館業法施行条例
浄化槽汚水排水水質検査	県が指定した検査機関の検査を受けること	水質汚濁防止法
除雪業務	大型特殊自動車免許証及び車両系建設機械運転技能を有する者が実施すること又は当該資格を有する者に委託すること	道路交通法 労働安全衛生法
送迎業務	大型自動車免許証を有する者が実施すること若しくは当該資格を有する者に委託すること。また、安全運転管理者を選任すること	道路交通法
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法
フロン類を使用した第一種特定製品の点検等	フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）について、点検や記録簿の整備等を行うこと。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
事業系一般廃棄物処分	ごみ処理施設に直接搬入すること又は廿日市市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
エレベーター保守点検	建築基準法に基づく「一級建築士」、「二級建築士」、「維持保全に関して二年以上の実務の経験を有する者」又は「登録調査資格者講習を修了した者」が実施すること又は当該資格を有する者に委託すること	建築基準法
公共建築物定期点検業務		

※ その他、管理運営に当たって必要な法定業務等については、関係法令等を遵守し実施すること。